

「平成31年度税制改正大綱」反映：医療・介護からみた設備投資減税の概要（イメージ）

※適用要件の一部は省略した。

2019. 1. 9

公益社団法人 日本医師会

設備の種類	用途又は細目	具体例	医療機関等の 設立主体	中小企業者等に該当する医療法人・個人等				中小企業者等に 該当しない 医療法人・個人等
				最低価額 取得価額基準	2	4	5	
貨物自動車	車両総重量3.5トン以上							
内航船舶	取得価格の75%が対象							
ソフトウェア	一定のもの	電子カルテシステム、 医事会計システム等	一つのソフトウェアが 70万円以上、 複数合計70万円以上	2 中小企業投資促進税制 国税(所得税・法人税) (適用期限 2021.3.31)  特別償却30% 又は税額控除7%	4 中小企業経営強化税制 国税(所得税・法人税) (適用期限 2021.3.31) 即時償却 又は税額控除10%			1-2 新規 医師の勤務環境改善のために必要な ソフトウェア
機械装置	全て	業務用クリーニング設備、 機械式駐車設備などが適用の可能性あり	160万円以上	※出資金等の額が3千万円組 の法人は税額控除の適用なし	※出資金等の額が3千万円組 の法人は税額控除7% ※設備の確認の手法として、 ①生産性向上設備(A類型) ②収益強化設備(B類型) の2類型が存在			
工具	測定工具及び検査工具		1台120万円以上、 1台30万円以上かつ 複数合計120万円以上					
建物附属設備	全て	空調設備、 電気設備等	60万円以上	3 商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制 国税(所得税・法人税) (適用期限 2021.3.31) 特別償却30%又は 税額控除7%	医療保健業 (医療業等)は、 建物附属設備について 除外	5 中小企業等経営 強化法による 固定資産税の特例 (地方税) (適用期限 2021.3.31)  3年間1/2軽減	6 ※H30年度改正で創設  生産性向上特別措置法 による 固定資産税の特例 (地方税) (適用期限 2021.3.31)  市町村が策定した 「導入促進基本計画」 に基づき、 3年間ゼロから 1/2までの軽減を 市町村が条例で 決める	1-3 新規 地域医療体制確保のため地域医療構想で 合意された病床の再編等の建物附属設備
器具備品	全て	医療用機器  CT, MRI 心電計、 超音波診断装置等	30万円以上	※出資金等の額が3千万円組 の法人は税額控除の適用なし  ※認定経営革新等支援機関等により 経営改善に資するものと 指導及び助言を受けた設備が対象  (医療業は対象業種 から除外、 介護事業は対象業種)	医療保健業 (医療業等)は、 医療用機器について 除外	※工具、建物附属設備、 器具備品については、 医療業・介護事業は 東京都を除く	(法人について医療法人 等(注1)は対象外、 個人は対象)	1-2 新規 医師の勤務環境改善のために必要な器具備品 特別償却15% (適用期限 2021.3.31)
				500万円以上	1-1 医療用機器特別償却制度 国税(所得税・法人税) 特別償却12% (適用期限 2021.3.31)	延長：共同利用推進など効率的配置の促進		
建物	全て	病棟等						1-3 新規 地域医療体制確保のため地域医療構想で 合意された病床の再編等の建物 特別償却8% (適用期限 2021.3.31)

(注1) 医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合など

厚生労働省所管